

「適正な電力取引についての指針」(新旧対照表)

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p> I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p> 1 (略)</p> <p> 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p> (1) 小売供給</p> <p> ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p> ア (略)</p> <p> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p> i・ii (略)</p> <p> (削る)</p> <p> iii 戻り需要(注)に対する不当な高値設定等</p> <p> iv 自家発補給契約の解除・不当な変更</p> <p> v 需給調整契約の解除・不当な変更</p> <p> vi 不当な違約金・精算金の徴収等</p> <p> vii 不当な交渉機会の義務付け</p> <p> viii 物品購入・役務取引の停止</p> <p> ix 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為</p> <p> ② (略)</p> <p> (2) (略)</p> <p>II～V (略)</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p> I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p> 1 (略)</p> <p> 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p> (1) 小売供給</p> <p> ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p> ア (略)</p> <p> イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p> i・ii (略)</p> <p> iii <u>部分供給(注)における不当な取扱い</u></p> <p> iv 戻り需要(注)に対する不当な高値設定等</p> <p> v 自家発補給契約の解除・不当な変更</p> <p> vi 需給調整契約の解除・不当な変更</p> <p> vii 不当な違約金・精算金の徴収等</p> <p> viii 不当な交渉機会の義務付け</p> <p> ix 物品購入・役務取引の停止</p> <p> x 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為</p> <p> ② (略)</p> <p> (2) (略)</p> <p>II～V (略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>附則 本指針の適用 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>	<p>附則 本指針の適用 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、<u>戻り需要か否か</u>、自家発電等設備（自家発電設備及び自家蓄電設備をいう。以下同じ。）を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。</p> <p>また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、<u>部分供給か否か</u>、<u>戻り需要か否か</u>、自家発電等設備（自家発電設備及び自家蓄電設備をいう。以下同じ。）を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。</p> <p>また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用</p>

改 定 後	改 定 前
<p>の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。)に応じ、定期的に見直すことも考えられる。</p> <p>なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとり料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。</p> <p>さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>i・ii (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。)に応じ、定期的に見直すことも考えられる。</p> <p>なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとり料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。</p> <p>さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>i・ii (略)</p> <p>iii <u>部分供給(注)における不当な取扱い</u></p> <p><u>(注)部分供給とは、「複数の小売電気事業者から1需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。</u></p> <p><u>(i)部分供給料金の不当設定</u></p> <p><u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等)。</u></p> <p>○ <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・</u></p>

改 定 後	改 定 前
	<p><u>適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。</u></p> <p>○ <u>従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。</u></p> <p>○ <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電等設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。</u></p> <p><u>(ii) 部分供給の拒否</u></p> <p><u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばしたりすること、部分供給を拒絶すること、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。</u></p> <p><u>また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等から部分供給の要請を受けた場合において、当該需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者に対して、自己から常時バックアップを受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。</u></p> <p><u>(iii) 負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給の拒否</u></p>

改 定 後	改 定 前
	<p><u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。</u></p> <p><u>しかしながら、小売電気事業者が電気の小売供給を行うに当たっては、負荷変動に応じた同時同量を行う（計画値同時同量の場合は需要の変化の見通しに合わせて電気の調達の計画を立て、実同時同量の場合は需要の変化に合わせて実際の電気の調達量を調整する）ことが必要であり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から部分供給を受ける需要家に対して、負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を不当に拒否することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。</u></p> <p>○ <u>負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、事前に定めた供給量（計画値同時同量の場合は調達計画を立てる前にあらかじめ定めた供給量をいう。）を供給する形態の部分供給のみを行うとすること。</u></p> <p>○ <u>負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を供給割合に応じた部分しか行わない形態の部分供給のみを行うとすること。</u></p> <p><u>(iv) 必要性を超えた事前通知の要請</u></p> <p><u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を行う場合に、同一の需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者の予定供給量の事前通知を当該需要家に求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。</u></p> <p><u>しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を行う必要性を超えた事前通知の期限、内容等</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>iii 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等 （略）</p> <p>iv 自家発補給契約の解除・不当な変更 （略）</p> <p>v 需給調整契約の解除・不当な変更</p> <p>素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な自家発電等設備を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。</p>	<p>を求めることは、需要家の負担が増加することにより当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得なくなるなど、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。</p> <p>例えば、需要家に他の小売電気事業者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。</p> <p>○ <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる時刻より前に、他の小売電気事業者の供給予定量の事前通知を求めること。</u></p> <p>○ <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。</u></p> <p>○ <u>需要家が事前通知に係る事務を他の小売電気事業者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。</u></p> <p>iv 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等 （略）</p> <p>v 自家発補給契約の解除・不当な変更 （略）</p> <p>vi 需給調整契約の解除・不当な変更</p> <p>素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な自家発電等設備を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。</p>

改定後	改定前
<p>(注) 需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電等設備を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする自家発電等設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。</p> <p>(削る)</p> <p>○ 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。</p> <p>○ 自家発電等設備の発電等容量（発電容量及び放電容量をいう。以下同じ。）を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。</p>	<p>(注) 需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電等設備を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする自家発電等設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。</p> <p><u>○ 需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。</u></p> <p>○ 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。</p> <p>○ 自家発電等設備の発電等容量（発電容量及び放電容量をいう。以下同じ。）を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>○ 増強した自家発電等設備の発電等容量を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。</p>	<p>○ 増強した自家発電等設備の発電等容量を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。</p>
<p><u>vi</u> 不当な違約金・精算金の徴収等 (略)</p>	<p><u>vii</u> 不当な違約金・精算金の徴収等 (略)</p>
<p><u>vii</u> 不当な交渉機会の義務付け (略)</p>	<p><u>viii</u> 不当な交渉機会の義務付け (略)</p>
<p><u>viii</u> 物品購入・役務取引の停止 (略)</p>	<p><u>ix</u> 物品購入・役務取引の停止 (略)</p>
<p><u>ix</u> 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為 (略)</p>	<p><u>x</u> 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為 (略)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p>	<p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p>
<p>1 考え方</p>	<p>1 考え方</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、<u>卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。</u></p> <p>しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。</p> <p>そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、<u>部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。</u></p> <p>しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。</p> <p>そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係当事者間での協議に関する事項</p> <p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、特定卸供給事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。</p> <p>① 需要家及び特定卸供給事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議</p> <p>(a) ベースライン（需要抑制の依頼がなかった場合に想定される電力消費量）の設定方法</p> <p>(b) 需要抑制の依頼の方法、時期及び回数並びに需要抑制可能量</p> <p>(c) 需要抑制量の算定方法・通知方法</p> <p>(d) 需要家に支払われる報酬（支払条件、支払額（例えば、基本報酬（容量としての価値）と従量報酬（電力量としての価値））、支払時期、支払方法等）</p> <p>(e) 需要家に課せられるペナルティ（支払条件（例えば、どのような場合に需要抑制量を達成できなかったと判断するか）、支払額、支払時期、支払方法等）</p> <p>(f) 需要家が複数の需要抑制契約又は需給調整契約を締結している場合の取扱い</p> <p>(g) 需要家が分割供給（注）によって電気の供給を受けている場合の取扱い（需要抑制の対象となる電力（量）の特定方法等）</p> <p><u>（注）分割供給とは、「1需要場所の全需要を分割し、1引込みを通じて、分割されたそれぞれの需要に対して、小売電気事業者が電気を供給する行為」をいう。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>IV・V (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係当事者間での協議に関する事項</p> <p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、特定卸供給事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。</p> <p>① 需要家及び特定卸供給事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議</p> <p>(a) ベースライン（需要抑制の依頼がなかった場合に想定される電力消費量）の設定方法</p> <p>(b) 需要抑制の依頼の方法、時期及び回数並びに需要抑制可能量</p> <p>(c) 需要抑制量の算定方法・通知方法</p> <p>(d) 需要家に支払われる報酬（支払条件、支払額（例えば、基本報酬（容量としての価値）と従量報酬（電力量としての価値））、支払時期、支払方法等）</p> <p>(e) 需要家に課せられるペナルティ（支払条件（例えば、どのような場合に需要抑制量を達成できなかったと判断するか）、支払額、支払時期、支払方法等）</p> <p>(f) 需要家が複数の需要抑制契約又は需給調整契約を締結している場合の取扱い</p> <p>(g) 需要家が部分供給を受けている場合の取扱い（需要抑制の対象となる電力（量）の特定方法等）</p> <p>②・③ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>IV・V (略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和6年9月18日の改定後の本指針は、令和6年10月1日から適用する。</u></p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>	<p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和6年4月1日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>